

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R5.7.3	R5.7.14	庁有車運転日誌 小池知事 令和5年4月1日から令和5年6月30日までの分	74	1														車両番号 ・東京都情報公開条例第7条第4号に該当 開示することにより車両が特定され、警備上支障を及ぼすと認められるため。	財務局経理部総務課
2	R5.7.6	R5.7.18	(1) 電子記録 令和5年5月11日04時16分 千葉県南部の地震時 CSVデータ (2) 装置及びデータに関する事項	4	1															財務局建築保全部庁舎整備課
3	R5.7.6	R5.7.18	都庁舎(4)地震計改修工事しゅん工図(平面図等)	24	1					1	1		1						(7条2号) 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (7条4号及び6号) 公にすることにより、都庁舎のセキュリティ等に不法な侵入を招くおそれがあり、犯罪の予防をする必要があるため。また、室名等を公にすることにより、適正な庁舎管理の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	財務局建築保全部庁舎整備課
4	R5.7.6	R5.7.18	(1) 電子記録 令和5年5月26日17時03分 千葉県東方沖の地震時 CSV データ (2) 装置及びデータに関する事項	4	1															財務局建築保全部庁舎整備課
5	R5.7.6	R5.7.18	都庁舎(4)地震計改修工事しゅん工図(平面図等)	24	1					1	1		1						(7条2号) 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (7条4号及び6号) 公にすることにより、都庁舎のセキュリティ等に不法な侵入を招くおそれがあり、犯罪の予防をする必要があるため。また、室名等を公にすることにより、適正な庁舎管理の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	財務局建築保全部庁舎整備課
6	R5.5.23	R5.7.21	令和5年3月29日付04財経総第2727号「令和4年度児童養護施設等の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に必要な人材を育成する研修事業実施委託外10件の契約事務の個別的委任について(承認)」	47	1															財務局経理部総務課

表の見方

＜決定区分＞

- ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

＜(根拠規定) 条例7条＞

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

＜公文書の件名＞について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。